

## 随意契約理由書

件名	京橋船だまり棧橋緊急撤去工事	
契約の相手方	東洋建設(株)	
根拠法令	地方公営企業法施工令第21条の14第1項5号	
随意契約の理由	<p>周辺の船舶利用に支障をきたしており、また海上保安部からも早急な対応を行なうよう指導されていることから、当該棧橋を早急に撤去し、利用者の安全安心を確保する必要がある。これから調査、設計及び積算を行い、競争入札により請負業者を決定し、施工着手していたのでは、周辺の棧橋及び船舶利用者に重大な影響を及ぼす恐れがある。以上のとおり、本件工事は緊急に施工する必要があることから、災害緊急施工(緊急メモ)により対応するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務・防災部工務課港湾工務係	(電話番号 595-6314)